

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

IX 労働者福祉運動

2 労働者共済運動

長期計画の設定と中期計画初年度の活動

全労済は八〇年度の通常総会(八〇年八月)で、八〇年代の労済運動の課題と展望を明らかにした長期計画およびその具体化のための三年間の中期計画を決定し、その初年度活動がとりこまれた。長計は、(1)労済の現状を「保険に頼らなくても共済だけで生活保障をほぼまかなえる力量を持つに至った」とし、(2)今後は協同組合としての特質を生かし、保険では得られない組合員利益を重視していく。(3)同時に地域社会にしっかり根を下した活動を展開していくことを基調としている。

まず共済制度においては、(1)火災だけでなく水害、震災などにたいする住宅総合保障制度および高齢化社会に対応した死亡保障、生活費用保障などの生命(年金)共済制度の開発を軸に総合生活保障体系を確立する、(2)生活福祉活動においては、剰余金を活用し、組合員の危険防止と事後対策、保健対策、相談活動、文化活動など活動領域を拡大していく、など生活保障という新しい用役への展開を目標としてかけ、そのための体制づくりを提起した。

体制づくりの面では、(1)「県」にいつそうの組織活動と経営活動の責任と権限をおろし、「県」はさらに組合員組織(基盤組織)を確立していく、(2)この組合員組織確立のために、職場・居住地に推進員を大量に登録配置する。とくに居住地では、地域推進員を核として組合員組織づくりにとりくむ。そして、(3)職域・居住地の組合員組織が基礎的生活圏で集約され、全体として組合員組織を基本にした運営を強める。(4)事務局体制もこれにあわせ、基礎生活圏別に改編するとともに、できるだけ組合員の身近なところで事務局活動がとりこまれるよう支所を設置し、支所が組合員相互利用の場として発展することをふくめて、その範囲で日常活動が完結することをめざしている。

他方、特段に教育機能の強化を重視し、協同組合的特質の発揮を、事業活動と組織活動の運営をとおして見直そうとしている。その一つとして保障設計運動を提起している。この運動は、組合員が共済と保険の選択にとどまらず、生活の見直し、さらには社会保障、企業内福祉、個人保障の相互関係について目をひらき、社会保障の拡充を促進しようとするものである。

初年度活動は、以上の方針の実現のための基盤整備の活動としてとりこまれた。

経営発展計画の準備すすむ

全労済の構成は、統合事業に参加している三九県労済および連合事業に参加している八県労済(うち長崎、福井は統合参加準備中)、七単産共済によって成立するという複雑な組織となっている。そこで従来明確でなかった事業区分を「統合事業」と「連合会事業」の二大部門とし、統合事業の機構を、経営活動の面では「県本—本部の二段階」、組織活動の面では「職場・居住地組織—県本—地本—本部の四段階」とする方針のもとで、予算制度、経営活動の成果の各級段階における活用

政策、長期の資金の運用ならびに当面の資金計画、支所づくり等を中心にした経営計画の準備を開始している。

その特徴は、(1)予算制度はいつそう県本部自主管理体制を強める。(2)経営成果の活用は、全国・県本部・組合員組織・組合員という四段階のレベルでの活用方法およびその内容を明らかにしようとしている。(3)また支所づくりについては、地域拠点として大きな意義をもつものとして、経営上大きな比重を占めている。すでに、北海道、福島、東京、静岡、愛知などで設置がすすんでいる。

八〇年度の事業概況

八〇年の契約状況は全体としてきびしく、全共済種目合わせ二〇〇七万件、契約高五四兆三〇七八億円であった。これは前年度に比較し一六〇万件(八・七%)、六兆八三四六億円(一四・四%)の増加であるが、各共済とも前年度の増加よりいずれも低く、ここ五年間でもっとも低いものとなっている。しかし、火災共済の契約件数約七〇〇万件の実績は、勤労者世帯の六四%にあたり、損保の住宅物件契約と比較しても一五・五%を占め、いちばん保有の多い日動火災の倍以上の契約件数となっている。

一方、給付の状況は、全共済種目で三六四億円と前年度に比較し四五億円強(一四・三%)増加したが、前年度の二一・三%の増加と比較するとかなり低い結果となっている。共済種目別にみると火災共済以外は前年度の給付率より軒なみ低く、とくに収支の悪化が見込まれ、仕組み改訂が検討されていた団体生命共済の給付が一五%以上も低くなっているのが特徴である。

共済規制と事業自主権をめぐる動き、初の厚生省検査

労済事業が実質的に協同組合保険という事業性格まで発展してきた今日、保険業界を中心に共済事業と保険事業の監督問題、共済対策が活発に動きだしている。八〇年九月開催された保険学会における保険事業基本法(仮称)提起および同二月に生命保険文化研究所から発表された保険契約法草案があるが、いずれも契約内容について共済事業も保険事業と同一の法律でしぼる主旨のものである。また生保各社で構成するグループ保険委員会、損保の共済問題委員会では、全労済や農協共済事業の調査と対策にのりだしている。

しかし、大蔵省の業界指導は、その基本を共済事業との競争に勝つための業界体質づくりにおいており、法あるいは監督行政の立場からの共済規制の動きもないわけではないが、競争原理にもとづく共済対策を主要な方向としてきている。

こうした動きのなかで、労済は事業自主権を守りとおすため、総合的・体系的な協同組合保険を要求する世論を組織していくこと、および事業の実態運営の協同組合的強化が求められてきている。その背景には火災共済における保険との調整問題、住宅金融公庫融資住宅にたいする火災共済質権参入にともなう別口加入禁止問題(公庫質権設定者は他の火災契約ができない)等があり、事業運営の面では、統合事業と生協法その他関連法規等との合法性にからむ整備課題がある。八〇年一二月、全国統合いらい初めての厚生省検査があり、この関連での検査指摘があり、整備が求められている。こうして労済事業としても、社会規範となりうるような保障のあり方の見直しと運営の改善がとりくまれてきている。他方、こうした基盤整備だけでなく、この間、火災共済の最高限度三〇〇〇万円(同二〇〇〇万円)、生命共済一五〇〇万円(同一〇〇〇万円)、自動車共済八〇〇〇万円(同五〇〇〇万円)の限度引き上げを得たのをはじめ、住宅総合共済・年金共済の制度開発準備がスタートした。

北海道、新潟、栃木、山梨、京都などで保障設計運動がとりくまれ、その他の県においても研修テーマとして、この運動が提起されはじめている。この運動推進の立場は「死亡、老齢その他の事故によって労働能力が失われたり、あるいは住宅、家財など火災やその他の災害によって、損害を受けたとき、生活が破壊されたり、中断されたりすることがないように、予め必要な経済的準備をしておく」ことであり、そのために現行の保険体系(社会保障、企業内保障、個人保障)の点検から出発し、暮らしの見直し、加入促進、教育活動の推進をはかり、保険を通して社会の仕組みを見る目の切り替えをはかっていこうとするものである。現在のとりくみは、組合員各自の家計からの保障費支出およびその支出での保障内容の点検という段階であるが、今後のこの運動の発展が注目される。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
